

駐車監視員活動ガイドライン

(令和8年4月1日策定)

駐車監視員とは、警察署長の委託を受けた法人に所属して地域を巡回し、放置車両の確認や、確認標章の取付けなどの仕事を行う人のことをいいます。(駐車違反の反則切符の作成や、放置違反金の徴収はしません。)

本ガイドラインは、駐車監視員の活動方針を定めるものです。

基本方針

駐車監視員は、下記の路線、地域、時間帯を重点に巡回し、放置車両の確認等を実施する。

◎ 最重点路線

路線(区間)	重点時間帯	確認標章取付件数
国道112号、主要地方道山形山寺線 (文翔館前丁字路～十日町十字路間)	5時～22時	1
県道下原山形停車場線、市道八幡石小橋町線 (大手町十字路～スズラン街南十字路間)	5時～22時	4
主要地方道山形停車場線 (諏訪町十字路～山形駅東口南交差点間)	5時～22時	0
県道山形朝日線 (山形大学西丁字路～くまがい美容室前十字路間)	5時～22時	0

◎ 重点路線

路線(区間)	重点時間帯	確認標章取付件数
主要地方道山形山辺線 (緑町十字路～大手町十字路間)	7時～20時	0
市道前田双月線 (緑町十字路～南高西十字路間)	7時～20時	0
主要地方道山形停車場線 (南高西十字路～諏訪町十字路間)	7時～20時	0
市道小立街道線 (諏訪町十字路～山形六中南十字路間)	7時～20時	0

◎ 最重点地域

地域	重点時間帯	確認標章取付件数
七日町・本町商店街及びその周辺	5時～22時	70
山形駅東口・西口及びその周辺	5時～22時	131

◎ 重点地域

地域	重点時間帯	確認標章取付件数
北町・宮町・嶋及びその周辺地域	7時～20時	78
緑町・小白川町及びその周辺地域	7時～20時	79
小荷駄町・鉄砲町・南一番町及びその周辺地域	7時～20時	42
上町・籠田・あかねヶ丘・久保田及びその周辺地域	7時～20時	40
南館・吉原・深町及びその周辺地域	7時～20時	28
城西町・清住町方面	7時～20時	16

※確認標章取付件数は、令和7年中に警察官及び駐車監視員が取り付けた件数

山形県山形警察署